

J A 徳島県青協 ポリシーブック 2019

(国会議員要請用)



徳島県農協青壮年組織協議会

JA 青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有をめざすものである。

このため、JA青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を結集し、次のことに取り組む。

1. われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

JA青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1. われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を合わせ持った責任ある政策提言を行う。

1. われらは、自らがJAの事業運営に積極的に参画し、JA運動の先頭に立つ。

時代を捉え、将来を見据えたJAの発展のため、自らの組織であるJAの事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しいJA運動を探求し、実践する。

1. われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

JA青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1. われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、あすの担い手を育成する。

JA青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する。

(注釈)本綱領は、JA全青協設立の経過を踏まえて「鬼怒川5原則」「全国青年統一綱領」の理念を受け継ぎ、創立50周年を契機に現代的な表現に改めるとともに、今後目指すべきJA青年組織の方向性を新たに盛り込んだものである(平成17年3月10日制定)。

目次

- ①水田農業について…………… 1
- ②畜産農業について…………… 3
- ③担い手・新規就農者対策について…………… 7
- ④鳥獣害対策について……………11
- ⑤農産物の安全安心について……………15

①水田農業について

○課題

- 国による生産調整廃止後はじめての米生産となった30年産については、関係者が一体となった生産調整をすすめた結果、現在、需給と価格は安定している。しかし、人口減少等による今後一層の需要減少が想定されるなか、31年産の全国生産量は減らさざるを得ない状況であり、今以上に関係者が一体となって需要に応じた生産に取り組む必要がある。

○解決策

- 主食用米から新規需要米への転作を進めることで、主食用米の過剰作付を防止する。

○行政に提案・要望すること

- 生産者が長期に渡り新規需要米生産の継続を可能とするため、水田活用の直接支払交付金の法制化も視野に入れた十分な政策展開を要請する。

②畜産について

○課題

- 農業者の所得の向上について、依然として飼料価格が高止まりしており、生産コスト低減が困難な状況に追い込まれている。
- 国の政策は法人や大規模農家を対象とした事業の拡充を進めてきた。一方で個人でも活用しやすい事業が少なく、小規模な投資がしにくい。

○解決策

- 飼料価格の高騰による生産者の負担を軽減し、収益の向上を図る。
- 地域と連携して、畜産クラスター事業などを有効に活用し、規模拡大に取り組む。

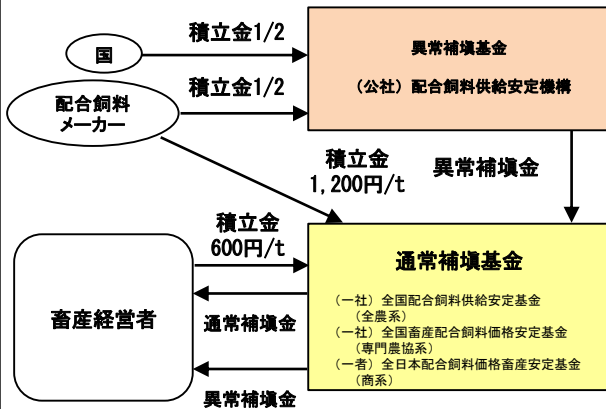
○行政に提案・要望すること

- 配合飼料価格安定制度の発動要件緩和を要請する。
- 畜産クラスター事業の予算拡充・条件緩和、また、個人経営に対する投資が可能な制度及び予算拡充を要請する。

配合飼料価格安定制度の概要

- ・ 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間（生産者と配合飼料メーカー）の積立による「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」（国と配合飼料メーカーが積立）の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- ・ 平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格（メーカー建値）から輸入原料価格へ変更。
- ・ 通常補填基金のALICからの借入金残高は約517億円（20年度の約1,192億円の借入金のうち28年度末での累計返済額は約675億円）。
- ・ 30年度第1四半期（4～6月）に続き、2期連続で通常補填が発動する見込み（第2四半期（7～9月）の補填限度額は3,450円/トン）。

○ 制度の仕組み



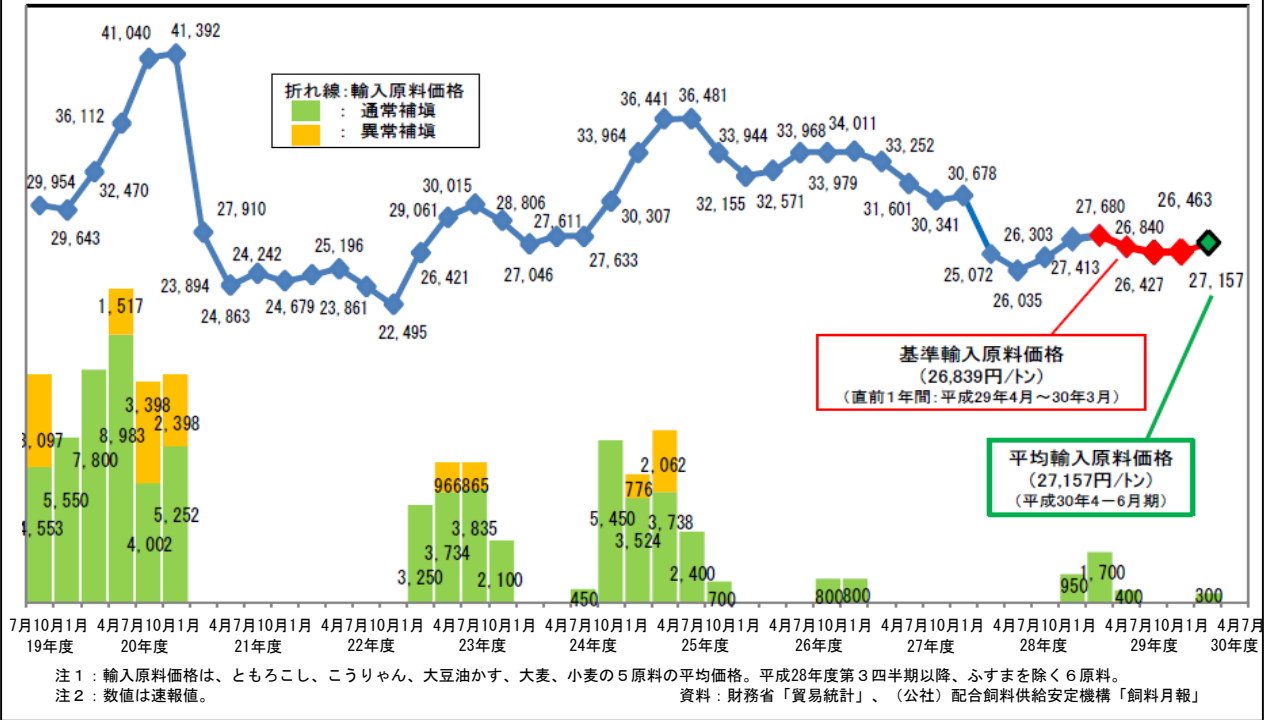
○ 発動条件等

<p style="text-align: center;">異常補填基金</p> <p style="text-align: center;">（国とメーカーが 1/2ずつ拠出）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>基金残高 （平成30年度中に対応可能な額） 約720億円（見込み）</p> </div>
<p style="text-align: center;">通常補填基金</p> <p style="text-align: center;">（生産者（600円/t）と 飼料メーカー（1,200円/t） が拠出）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>基金残高 （平成30年度当初に対応可能な額） 約1,093億円（見込み）※ （異常補填基金と合わせ約1,813億円）</p> </div>

農林水産省HPより

輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況

単位：円／トン



農林水産省HPより

③担い手・新規就農者対策について

○課題

- 農業者の高齢化等による生産基盤の縮小に対し、地域全体が協力し、産地を維持していく必要がある。
- 新規就農者に対する支援について、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）は就農の入り口段階の支援は充実しているが、就農後の支援が不十分ではないか。
- 原油価格の高騰など生産コストが増加するなか、販売価格へ転嫁することができていない。

○解決策

- 地域で技術の公開や情報交換を積極的に行い、生産技術の普及に努める。
- 就農後の経営支援の充実を図り、安定した経営を手助けする。
- 免税経由制度および農業用A重油の免税措置が廃止された場合、農業経営に大きな影響が及ぼされる。

○行政に提案・要望すること

- 就農後に農地および農機具の準備が、確約されるよう補助制度の拡充を要請する。
- 軽油・重油免税制度の恒久化を要請する。

農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金)

準備型【事業実施主体】徳島県

対象者

徳島県が認めた研修機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける就農希望者
支給水準
年間150万円を最長2年間(海外研修を受ける場合、最長3年間)

経営開始型(独立、自営就農後)【事業実施主体】市町村

対象者

人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられることが確実と見込まれる)就農時の年齢が原則45歳未満の独立・自営就農者

支給水準

交付金の額は、経営開始初年度は給付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得を減じた額に3/5を乗じた額を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。

交付対象の特例

- ・夫婦とも就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は夫婦合わせて1.5人分を交付する。
- ・複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。
- ・平成25年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、交付は就農後5年度目までとする。

就農支援サイト「農の宝島!とくしま」より

農業に使用する軽油取引税の免税

農業用の機械等に使用する軽油は、免税証の交付などの手続きを受ければ、軽油取引税が免税になります。(1リットル当たり32.1円)

<対象となる農業用の軽油>

農業を営む者(農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるもの)すべての委託を受けて農作業を行う者を含む)が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油

※本措置は平成30年4月1日から3年間延長されています。

農林水産省HPより

農業用A重油の石油石炭税の免税及び還付《石油石炭税》

特例の内容

農業者が農業に用いるA重油は石油石炭税(2,800円/キロリットル(※))が免除されます。農業用の輸入A重油と国産A重油では以下のとおり、石油石炭税が免除される段階が異なります。

(※)A重油に課される石油石炭は、平成26年4月から地球温暖化対策のための税760円/キロリットルを含め、2,800円/キロリットルとなっております。

①農業用輸入A重油の場合

輸入業者(全農など)が石油石炭税を免除され、農業者への販売価格に反映されていません。

②農業用国産A重油の場合

石油石炭税が課税済みの原油から国内において製造された国産A重油で農業用に使用された場合には石油石炭税に相当する金額が製造者に還付され、農業者への販売価格に反映されています。

農林水産省HPより

平成29年度税制改正主要事項より一部抜粋

輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。)の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)

農林水産省HPより

④鳥獣害への対策について

○課題

- 狩猟免許の取得にかかる要件が厳しく、狩猟免許の更新、狩猟者登録にかかる費用負担も大きいことが、狩猟者減少の原因となっている。
- 捕獲資材や侵入防止柵の設置が高価で多額の費用がかかり、負担が大きい。
- 近隣に処理加工施設がない地域では、捕獲鳥獣をジビエに利用することが難しく、有効活用ができていない。

○解決策

- 狩猟免許の要件緩和や狩猟免許の更新、狩猟者登録にかかる費用負担を軽減する。
- 鳥獣害被害対策の資材にかかる費用負担を軽減する。
- 捕獲鳥獣を有効活用できる環境を整え、ジビエ利活用を促進する。

○行政に提案・要望すること

- 狩猟免許の要件緩和や免許取得に対する補助制度の制定を要請する。
- 捕獲体制を強化するため、狩猟免許（網・わな）の有効期間を3年から「5年」とする規制緩和を要請する。
- 箱わなやくくりわなの貸し借りのシステムの考案を要請する。
- 捕獲鳥獣の有効活用を図るため、処理加工施設の整備やジビエ利活用の促進などの政策展開を要請する。

狩猟免許試験申請手数料

受験しようとする狩猟免許1種あたり **5,200円**

ただし、狩猟免許を受けその有効期間内に
これと異なる種の狩猟免許試験を受ける場合 **3,900円**

徳島県HPより

狩猟者登録

狩猟免許の取得後、狩猟を行うには、毎年その行為を行う場所が属する都道府県への**狩猟税**と交付手数料(1,800円)を納付して狩猟者登録を行い、狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付を受ける必要がある。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律より

狩猟税(県税)

鳥獣保護や狩猟に関する費用にあてるため、狩猟者の登録を受ける人にかかります。

◆ 納める人
狩猟者の登録を受ける人にかかります。

◆ 納める額

種	類	納める額
第一種銃狩猟免許(装薬銃)に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてよい人(※)	11,000円
網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてよい人(※)	5,500円
第二種銃猟免許(空気銃)に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500円

(※) 県民税の所得割を納めなくてもよい人のうち、県民税の所得割を納める人の控除対象配偶者や扶養親族に該当する人(農林水産業に従事している人は除く。)は、対象となりません。

(注) 1. 県内に市町村に所属する対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者(一定の要件を満たす者に限る。)が平成31年3月31日までに狩猟者の登録をする場合には、課税免除となります。

2. 狩猟者登録の申請日前1年以内の期間に許可捕獲等を行った人(一定の要件を満たす者に限る。)が平成31年3月31日までに狩猟者の登録をする場合には、上表の「納める額」が概ね2分の1となります。

徳島県HPより

狩猟を始めるための手続きの経費(猟具の購入等を除く)

必要な経費

ハンターとして狩猟をはじめるまでに必要な経費は、狩猟の種類(銃猟、わな猟、網猟)や入手しようとする猟具の程度等により異なります。

銃猟を始めるまでには、各種手続きが約11万円であり、加えて、猟銃・空気銃の準備費用等(数万円～数十万円)実弾等の消耗品費用(装弾1発80円～)が必要です。これらを合計した初期投資の目安としては30万円程度とされています(あくまで目安です。)

一方、わな猟や網猟を始めるまでに必要な費用は、各種手続きに4万円程度、必要な猟具の準備には数千円(自作する場合)～数万円と、銃猟に比べるとリーズナブルです(大型わな等を除く)。

なお、狩猟を継続していくためには、消耗品費用や、狩猟免許の更新時に手続きに関する費用等が必要になります。

更に、地域の猟友会に所属する場合には会費等が必要です。

項目	銃猟	わな猟	網猟
狩猟免許取得 (免許申請・医師の診断書)	約15,000円	約15,000円	約15,000円
猟銃所持許可 (猟銃等所持許可申請)	約60,000円 (空気銃 約20,000円)	—	—
狩猟者登録 (手数料・狩猟税)	約20,000円	約10,000円	約10,000円
その他 (ハンター保険等)	約15,000～	約15,000～	約15,000～
合計	約110,000円	約40,000円	約40,000円

※1: 狩猟免許申請手数料は、1種類につき5,200円(都道府県によって異なる場合あり)

※2: ハンター保険・・・狩猟時の発生した事故等に対する3,000万円以上の損害賠償が可能な保険。(狩猟を行うためには、狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について、3,000万円以上の賠償能力を証明する必要があります)

※3: 上記の金額はあくまで目安です。

環境省HPより

狩猟免許の更新

狩猟免許を取得してからの有効期間は、誕生日ではなく一律9月15日を境にした概ね3年間。更新時には適正検査と講習を受ける。更新手数料は区分に付き(2,800円)。3区分を受験する場合は8,400円掛かる。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律より

⑤農産物の安全安心について

○課題

- H A C C P義務化や東京オリンピック・パラリンピックを背景に、食の安全安心への意識が高まっている。生産現場では、安全安心へのニーズに対応するため、第三者認証G A P取得への取り組みを進めているが、審査費用等のコストが高額で普及拡大が進んでいない。

○解決策

- 審査員を地方に配置し、審査料のうちの旅費を軽減するとともに、指導員を育成し、コンサル費用を軽減する。
- 個人での認証取得は費用面等の負担が大きくなることから、部会単位等での団体認証取得を推進する。

○行政に提案・要望すること

- 行政O Bを審査員として登用し、審査料の低減および第三者認証G A Pの普及拡大することを要請する。
- 維持・更新審査料など、取得後に必要な経費についても補助が受けられるよう事業の拡充を要請する。

徳島県内の第3者認証GAPの取得状況

平成30年10月時点

JGAP 1件

名称	所在地	取得品目
有限会社水香園	徳島市国府町	スプラウト

ASIA G.A.P 1件

名称	所在地	取得品目
株式会社Tファームいしい	名西郡石井町	トマト

GLOBAL G.A.P 4件

名称	所在地	取得品目
株式会社カネイファーム	板野郡藍住町	フリルナス、 サラダナス等
武澤農園	阿波市阿波町	青ナス
有限会社ミカモフレテック	美馬市美馬町	イチゴ
イオンアグリ創造株式会社	阿波市市場町	不明

徳島県農林水産部もうかるブランド推進課調べ